

# 地域計画に示すべき農地の判断(考え方の例)

[農業振興地域のうち農用地区域等を基本とする]

## ★考慮すべき内容(協議すべき事項)

- ①農用地の集積・集約化の方針
- ②農地中間管理機構の活用方針
- ③基盤整備事業への取組方針
- ④多様な経営体の確保・育成の取組方針
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

## ☆その他考慮する内容(任意事項)

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ①鳥獣被害防止対策   | ⑤果樹等      |
| ②有機・減農薬・減肥料 | ⑥燃料・資源作物等 |
| ③スマート農業     | ⑦保全・管理等   |
| ④輸出         | ⑧農業用施設 他  |

①

**スタート**

10年後も残すべき農地か?  
(宅地等への転用予定※<sup>1</sup>もないか?)

YES

NO

②へ

耕作者が決まっているか?

YES

NO

**地域計画へ**

地域内に耕作候補者がいるか?

YES

NO

**地域計画へ**

地域外から受け入れるか?  
農作業を委託するか?

YES

NO

**地域計画へ** ※<sup>2</sup>

それでも残すべき農地か?

YES

NO

**地域計画へ** ※<sup>2</sup>

②へ

②

維持管理を続けるか?

YES

NO

③へ

粗放的な管理とするか?  
[放牧, 蜜源作物, 鳥獣緩衝帯, 景観作物等]

YES

NO

※<sup>3</sup>

**活性化計画へ**

林地化※<sup>4</sup>して管理し続けるか?

YES

NO

※<sup>3</sup>

**活性化計画へ**

③へ

③

**転用, 非農地判断**

※<sup>1</sup>: 既に転用が決まっている農地。地域計画から除外。

※<sup>2</sup>: 耕作者が不明な場合は「今後検討等」とする

※<sup>3</sup>: 活性化計画の策定は任意

※<sup>4</sup>: 林地化の基準

- ①山際等, 農用地として維持することが極めて困難
- ②省力的かつ簡易な管理等により保全を図るよりも計画的な林地化が合理的
- ③地域森林計画に確実に編入し, 森林組合等と連携